

緊急!

建設業における労働災害の防止をめざして

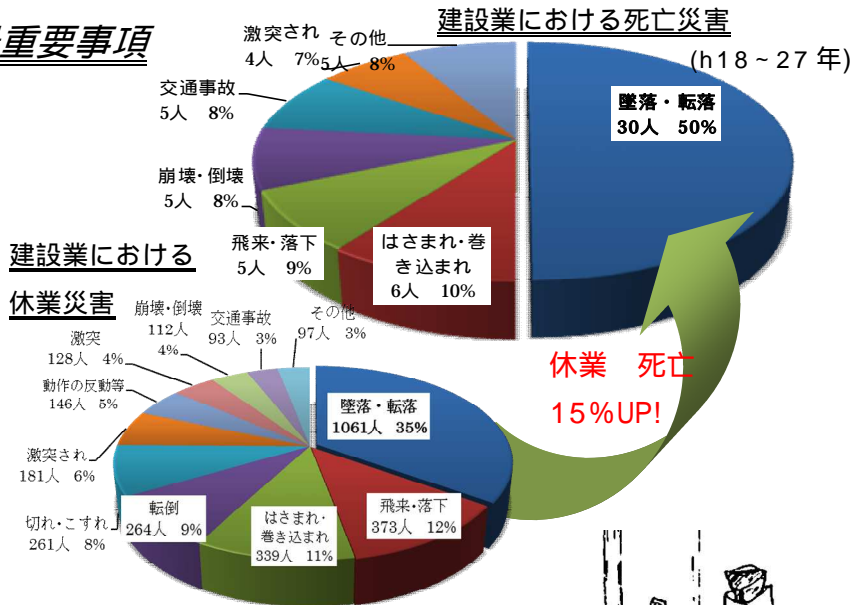
# すべての現場で墜落災害防止対策を!

## 1. 墜落災害防止は建設業における最重要事項

墜落災害というと 10~20mの高所での災害をイメージされるかと思いますが、実際には脚立やはしごなど 2mに満たない箇所での作業においても発生しており、高さを“甘く見ない”ことが重要です。

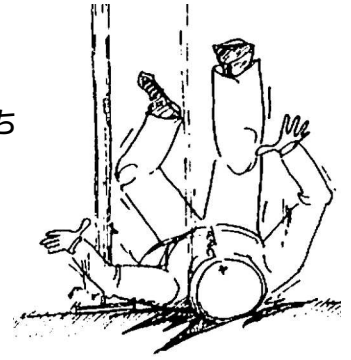
そして、右表に示すように、ひとたび発生すると、ケガの程度が重くなる傾向にあることにも注目してください(右表参照)。

墜落災害が発生する可能性のある高所作業は、建築・土木・解体・設備工事など、全ての建設業において存在します。現場での作業を行う上では、墜落災害防止対策を最重要事項と位置づけ十分な検討を行う必要があります。



休業 死亡 15%UP!

低い所から墜落しても、打ち所が悪いと大きな災害に...



## 2. 岐阜県内における死亡災害が多発!

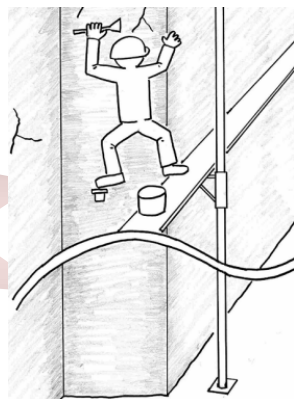
本年に入り、建設業における墜落死亡災害がすでに5件も発生するなど多発しています。

### 災害1「外壁工事中に足場の端部から墜落」(70代・男性)

被災者は外壁のクラックをモルタルで埋める作業を行っていた。建物に付いていた金具に、足をかけて作業していたところ、金具がはずれ、約4.5mの高さから墜落したものの。

ポイント...高所作業においては、足場の設置等適切な墜落防止対策を講じることが基本。さらに、足場の作業床の端部など、作業が行われる可能性のある箇所をチェック。

作業実施が困難な場合は、一旦中止すること

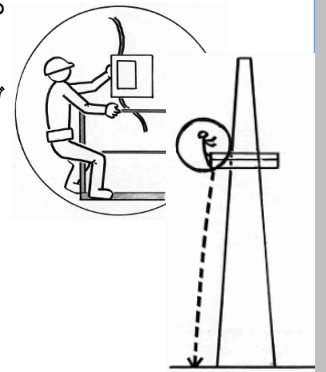


### 災害2「鉄塔から墜落」(40代・男性)

被災者は鉄塔の地上から高さ34mの位置にあるプラットフォームの外側で、ケーブルの設置作業を行っていたところ、地上に墜落した。墜落防止のため胴綱と移動ロープの2つを装着していたが、墜落時、胴綱は使用されおらず、移動ロープも使用していなかった。

ポイント...足場が設置できない箇所の安全帯の使用ミスは“命取り”。常に墜落防止措置が講じられていることが重要。

作業者に対する安全教育の徹底を!



### 3. 作業開始前には、必ず現地 KY を行おう

現場での安全管理活動の中で作業開始前に行われる現地 KY(危険予知活動)は、墜落災害の原因となる危険性等を未然に発見し、作業員の不安全行動を防止する上でも非常に有効です。準備や後片付け作業など、一見すると安全と思われる作業の中にも、思わぬ危険が潜んでいることがあります。作業開始前には必ず全員参加で現地 KY を実施しましょう。



#### 危険予知活動日報(例)

本日の作業内容	現場への資材搬入						
危険のポイント 作業手順の主なステップから洗い出し、評価する	予測される危険性			可能性	重大性	評価	危険度
	1	屋根板や取付ボルトに踏み転倒する。場所によっては、その後屋根から墜落する。	×	×	極めて大きい		
	2	荷の単管が足場に当たり、その反動で転倒する。場所によっては、その後屋根から墜落する。	×		かなり大きい		
3							
本日の行動目標 作業手順の急所を活用した対策を立てる	危険性・有害性の対策					確認	
	1	屋根の上に足場板を敷き、凹凸をなくすとともに、屋根の端部からの墜落を防ぐために手すりを設ける。それが困難な場合は移動中に安全帯を取り付けるための親綱を張る。					
	2	単管の運搬作業は二人で行うとともに、上記の対策を講じる。					
3							
現場名		職長		作業員			

#### 可能性の見積もり基準(例)

災害の可能性	可能性の見積もり基準	記号
かなり起こる	6ヶ月に1回程度発生する	×
たまに起こる	1年に1回程度発生する	
ほとんど起こらない	5年に1回程度発生する	

#### 重大性の見積もり基準(例)

重篤度	重篤度の見積もり基準	記号
きわめて重大	死亡、障害を伴う災害、1ヵ月以上の休業	×
重大	1ヵ月未満の休業災害	
軽微	不休災害、赤チン災害	

#### 危険性の評価と危険度の判断基準(例)

危険性見積もり	危険性評価	危険度	判定
× ×	極めて大きい		即座に対策が必要
× 、 ×	かなり大きい		抜本的対策が必要
× 、 、 ×	中程度		何らかの対策が必要
、	かなり小さい		現時点では必要なし
	極めて小さい		対策の必要なし



みんなの目で厳しく  
Check !

- ・ についても、最終的に対策の必要性について検討すること。

### 4. 足場の自主点検の徹底を

高所作業を行う際は、安全な足場を設置するとともに設置期間中においては常に点検を行うことが重要です。足場にかかる労働安全衛生規則改正(平成 27 年 6 月)をふまえた自主点検表が、岐阜労働局ホームページに掲載してありますのでご利用ください(<http://www.gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)。不明な点は、岐阜労働局健康安全課および県内の各労働基準監督署にお尋ねください。